

特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行について

2024年6月の診療報酬改定において、これまで「特定疾患管理料」の対象疾患に含まれていた「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が「生活習慣病管理料」に移行することになりました。

今後上記疾患を主病とする方につきましては、定期受診時に国が指定する「生活習慣病療養計画書」を作成しより統合的な治療管理を行っていくこととなります。

- 対象：「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」
いずれかが主病で通院されている方
- 開始時期：2024年6月1日
- 療養計画書の作成：1～4か月に1回作成
初回、内容変更時にはご本人の署名が必要になりますので
ご協力お願い致します
- 窓口負担
自己負担額に大きな変更はありません
(検査や処方内容等の違いによる個人差有)

皆様のご協力よろしくお願い致します。

手稲山クリニック